

平成15年6月17日

各 位

会 社 名 株式会社オークワ
代 表 者 名 代表取締役社長 大桑 啓嗣
(コード番号8217 東証第一部・大証第一部)
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 横山 勝彦
T E L 073-425-2481

自己株式の処分及び株式の売出しに関するお知らせ

平成15年6月17日(火)開催の当社取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 自己株式の処分にかかる株式の売出し

- (1) 処 分 株 式 数 当社普通株式 320,000株
- (2) 処 分 価 額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により下記(3)処分の方法に記載の売出価格決定日に決定します。
- (3) 処 分 方 法 売出しとし、大和証券エスエムビーシー株式会社、野村證券株式会社、新光証券株式会社、UFJつばさ証券株式会社及び岡三証券株式会社に全株式を買取引受させます。なお、売出価格は日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、売出価格決定日(平成15年6月25日(水)から平成15年6月27日(金)までのいずれかの日。以下、「売出価格決定日」という。)における株式会社大阪証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で、売出価格決定日に決定します。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である処分価額を差し引いた額の総額とします。
- (4) 申 込 期 間 平成15年6月30日(月)から平成15年7月2日(水)まで。なお、需要状況を勘案した上で、申込期間を繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は平成15年6月26日(木)から平成15年6月30日(月)までとなります。
- (6) 払 込 期 日 平成15年7月3日(木)から平成15年7月7日(月)までのいずれかの日。すなわち、上記(4)申込期間に記載のとおり、需要状況を勘案した上で、申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は平成15年7月3日(木)となります。
- (6) 受 渡 期 日 平成15年7月4日(金)から平成15年7月8日(火)までのいずれかの日。すなわち、上記(4)申込期間に記載のとおり、需要状況を勘案した上で、申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って受渡期日が最も繰り上がった場合は平成15年7月4日(金)となります。

ご注意： この文書は、自己株式処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一金額とします。
- (8) 申込株数単位 1,000株
- (9) 1.自己株式の処分にかかる株式売出し及び2.株式売出し(当社株主による売出し)(以下「本件売出し」と総称する。)に関し必要な一切の事項は、代表取締役社長に一任します。
- (10) 本件売出しについては、平成15年6月17日(火)に証券取引法に基づく有価証券通知書を提出しています。

2. 株式の売出し(当社株主による売出し)

- (1) 売出株式数 普通株式 900,000株
- (2) 売出価格 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、売出価格決定日における株式会社大阪証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で、売出価格決定日に決定します。なお、売出価格は1.自己株式の処分にかかる株式の売出し(3)処分方法に記載の売出価格と同一とする。
- (3) 売出株式の所有者
及び売出株式数

名 称	売出株式数
株式会社みずほコーポレート銀行	300,000株
住友信託銀行株式会社	200,000株
株式会社UFJエクイティインベストメンツ	200,000株
株式会社和歌山銀行	200,000株
- (4) 売出方法 1.自己株式の処分にかかる株式の売出し(3)処分方法に記載の売出方法と同一とし、大和証券エスエムビーシー株式会社、野村證券株式会社、新光証券株式会社、UFJつばさ証券株式会社及び岡三証券株式会社に全株式を買取引受させます。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額(1.自己株式の処分にかかる株式の売出し(2)処分価額に記載の処分価額と同一とする。)を差し引いた額の総額とします。
- (5) 申込期間 1.自己株式の処分にかかる株式の売出し(4)申込期間に記載の申込期間と同一とします。
- (6) 受渡期日 1.自己株式の処分にかかる株式の売出し(6)受渡期日に記載の受渡期日と同一とします。
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一金額とします。
- (8) 申込株数単位 1,000株

[ご参考]売出しの目的

今般、上記売出しを実施することといたしました。これは当社株式の分布状況の改善及びより一層の流動性の向上を目的としたものであります。

以 上

ご注意： この文書は、自己株式処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。